

小城市地域活性化起業人募集要領

1 概要

小城市（以下「本市」という。）は、総務省の「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）」を活用し、地域独自の魅力や価値の向上につながる取組を推進し、この取組に御協力いただく企業（以下「派遣企業」という。）との間で派遣条件等の協定を締結した上で、企業は本市へ社員を派遣し、派遣される社員は、地域独自の魅力や価値の向上につながる取組を推進し、過疎地域指定を受けている芦刈地区を中心とした観光の振興等の業務に従事します。

2 業務内容

派遣される社員（以下「派遣社員」という。）は、企業で培われたノウハウ、ネットワーク、マーケティング技術等を活かしながら、本市の魅力や価値の向上、地域経済の活性化のために、次に掲げる基本的業務に従事します。

- (1) 地域の魅力や価値の向上に関する取組への従事等
- (2) 観光施策の立案及び観光施策に係る計画策定業務への従事等
- (3) 計画に基づく観光振興に資する事業への従事等
- (4) その他目的達成に資する取組への従事等

3 勤務条件等

- (1) 派遣社員は、派遣企業の社員の身分を有したまま、本市へ派遣します。
- (2) 派遣期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までとします。ただし、令和6年度以降については予算成立を条件とします。
- (3) 派遣期間中に、健康上の問題等やむを得ない理由により、派遣社員を変更する場合は、書面により本市に通知するものとします。
- (4) 派遣期間中は、本市に居住するものとします。
- (5) 派遣社員の勤務場所は、産業部商工観光課とし、2の業務に従事するものとします。
- (6) 派遣社員の勤務に必要な什器備品については、本市が準備します。
- (7) その他、勤務条件等は、別紙1「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）による派遣に関する協定書（案）」のとおりです。なお、協定書の内容は現時点での案であり、派遣企業の決定後に改めて協議し決定します。

4 費用負担

派遣社員の給与及び賞与は、派遣企業の定める支給基準に従い、派遣企業が派遣社員に直接支給します。なお、下表の中欄に掲げる派遣社員に関する給与等相当額、旅費相当額

及び家賃相当額については、派遣企業の請求に基づき、本市が下表の右欄に定める金額を負担します。

区分	内容	負担金額
給与等相当額	給与、賞与、諸手当、健康保険・厚生年金保険・雇用保険・介護保険・労働者災害補償保険の事業主負担分、及び退職金引当に係る相当額	年額 9,032,000 円を上限とし、各年度において派遣期間が 1 年に満たない場合は月の初日を基準日として月割りにより計算した額とする。 (1,000 円未満の端数切り捨て。)
旅費相当額	用務に係る旅費（交通費・出張旅費等を含むがこれに限らない）相当額	年間 137,000 円を上限とする。
家賃相当額	本市に居住するために係る費用	年間 900,000 円を上限とする。

※令和 5 年度は、派遣期間が 6 か月となることから、給与相当額の上限を 4,516,000 円、旅費相当額の上限を 69,000 円、及び家賃相当額の上限を 450,000 円とする。

5 募集要件

(1) 派遣企業に関する要件

三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等であること。

(2) 派遣社員に関する要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

①三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること。ただし、入社後 2 年未満のものは除くものとし、企業からの派遣の際現に本市の区域内に勤務する者を除く。

②6 月以上 3 年以内の間、継続して本市に派遣され、企業で培われたノウハウ、ネットワーク、マーケティング技術等を活かしながら、本市の魅力や価値の向上、地域経済の活性化のために、2 に掲げる基本的業務に従事する者であること。

6 派遣社員数

1 人

7 申込手続

(1) 提出書類

応募する場合は、次に掲げる書類を提出してください。

①小城市地域活性化起業人参加申出書（様式第1号）

②会社履歴書（任意様式）

貴社における地域活性化支援の取り組み（地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）によるもの、それ以外の制度によるものを含む）がある場合は具体的に記入すること。

③派遣社員の職務履歴書（任意様式）

地域活性化支援（地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）によるもの、それ以外の制度によるものを含む）の職務経験がある場合は具体的に記入すること。

(2) 申請書の交付及び受付期間

①交付及び受付期間

令和5年7月3日（月）から9月11日（月）まで

②提出方法

ア 持参

受付時間は、土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く）

イ 郵送

提出期限必着とし、書留郵便など発送と受領が記録される方法によるものとする。

ウ 電子メール

提出期限必着とし、件名に「地域活性化起業人申請」と記載し、提出書類を添付すること。送信後、電話により着信確認を行うこと。

③交付場所、申込及び問い合わせ先

〒845-8511

小城市三日月町長神田 2312 番地 2

小城市役所産業部商工観光課

電話 0952-37-6129

FAX 0952-37-6166

電子メールアドレス shoukougankou@city.ogi.lg.jp

(3) 申請書の様式は、本市ホームページからも入手することができます。

8 質疑応答

(1) 本募集に関して質問がある場合は、質問書（様式第2号）に質問事項を記載し、電子メールで送信して行います。なお、件名には「地域活性化起業人募集に係る質問」と記載してください。

(2) 受付期間及び時間

令和5年7月3日(月)から9月11日(月)午後5時15分まで

(3) 受付電子メールアドレス

shoukougankou@city.ogi.lg.jp

(4) 質問書様式交付場所

本市ホームページから入手することができます。

(5) 質問に対する回答は、電子メールにて行います。

9 審査等

審査については、提出書類により9月15日(金)までに行い、審査結果については9月20日(水)までに通知します。

10 その他

地域活性化起業人制度の要件等については、「地域活性化起業人制度(企業人材派遣制度)推進要綱(令和3年3月30日総行応第78号総務省地域力創造グループ地域自立応援課長通知)」によります。